

●香川県告示第38号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。その指定漁船調書を平成22年2月9日から同月23日まで坂出市漁業協同組合において縦覧に供する。

平成22年2月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

坂出市王越町乃生1436番地 北條 年明

坂出市王越町乃生4044番地1 堺 智

坂出市王越町乃生1440番地3 三木 初夫

2 加入区の名称

王越加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

坂出市漁業協同組合